

総合的な暴力団対策の推進 (「全国センターだより」2020 AUTUMN Vol.96 から)

これは全国暴迫センターが発行している機関誌に特別寄稿された警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 山浦親一氏の記事の要旨を紹介するものである。

■ はじめに

暴力団対策は、暴力団排除の機運の高まりとともに、「警察対暴力団」から「社会対暴力団」へと構図を変化させた。

警察では、暴力団の弱体化と潰滅に向けて、**暴力団犯罪の取締まり**、**暴力団対策法の効果的な運用**及び**暴力団排除活動の推進**という**三本柱**による総合的な対策を行っているところ、特に暴力団排除活動の分野においては、都道府県暴迫センター、弁護士会、関係機関・団体等と緊密に連携しながら各種組を推進し、一定の成果が見られている。

その一方で暴力団は、特殊詐欺への関与や準暴力団との連携等により、人的・経済的基盤の維持・強化を図ったり、白昼堂々、銃器による殺人事件を敢行するなど、依然として社会の脅威となっている。

■ 昨今の暴力団情勢

暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成 17(2005)年以降減少し、**令和元(2019)年末現在で、28,200 人**となっている。これは、統計の残る昭和 33(1958)年以降最少人数になるが、この数的減少に比例して暴力団の脅威が減少した訳ではない。それが顕著に見て取れるのは、**六代目山口組の分裂**に起因する対立抗争である。

神戸山口組が六代目山口組からの離脱を表明した平成 27(2015)年 8 月以降、短期間で 3 団体に分裂した山口組は、各団体間で対立状態が続き、特に、六代目山口組と神戸山口組に関連して、分裂以降、両団体の傘下組織の構成員らによる事件が各地で発生し、令和元年においても凶器を使用した殺傷事件が続発した。

そこで令和元年 10 月、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を受け、関係する事務所の使用制限の仮命令を発出し、更に 11 月、本命令を発出した。

しかしながら、それでも事態が鎮静化しなかったことから、令和 2(2020)年 1 月、兵庫県等の公安委員会は、暴力団対策法に基づき、**10 市**を特に**警戒を要する区域**(以下「警戒区域」という)と定めた上、両団体を「**特定抗争指定暴力団等**」として指定した。また、その後も対立抗争に係る暴力行為が発生するなどしたことから、7 月には警戒区域を **16 市**に拡大した。

警察としては、今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、警戒活動や対立抗争に起因するとみられる事件の検挙を徹底するほか、暴力団対策法を効果的に活用し、対立抗争を抑止していく。

一方、対立抗争を繰り広げる山口組と並びに大きな脅威であった**工藤會**については、主要幹部の長期隔離等によりダメージを与えているが、今後も、未解決事件の捜査を始めとした取締りや資金源対策を更に強化するとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

■ 暴力団犯罪の取締まり

近年、暴力団構成員等の**検挙人員**は減少傾向にあり、令和元年は**14,281**人であった。この検挙人員のうち、3割程度を**覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博等**の伝統的資金獲得犯罪が占めており、依然としてそれが暴力団の有力な資金源となっていることが伺える。

また、ここ数年、**特殊詐欺等を始めとする詐欺による資金獲得活動の定着化が進む**とともに、暴力団を利用する企業と結託するなどして、**金融業、建設業等の各種事業活動に進出し**、一般の経済取引を装うなどした資金獲得活動も敢行している。

最近の**コロナ禍**の状況においても、みかじめ料等の減少分を補うために新たな資金源を開拓する恐れもあることから、その動向を引き続き注視していく。

■ 暴力団対策法の効果的な運用

指定暴力団がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為を行った場合や組織への加入強要や脱退妨害を行った場合において、都道府県公安委員会は、**暴力団対策法**に基づき、中止命令を発出することができる。

令和元年における中止命令の発出件数は、**1,112**件で、暴力団対策法施行からの累計は、**50,821**件に上り、暴力団との関係遮断や資金獲得活動の封圧に力を発揮している。

また、対立状態にある指定暴力団において、一連の凶器を使用した暴力行為が発生した場合、事務所を指定暴力団等の活動の用に供してはならないことを命じる、**事務所使用制限命令**を発出することもできる。令和元年における事務所使用制限命令は、先に述べた六代目山口組の分裂に起因する対立抗争においても発出されており、**発出件数は19**件であった。

この他にも、指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及や適格都道府県センターによる**暴力団事務所の使用差止請求制度等**、暴力団対策のあらゆる場面で暴力団対策法は効果的に運用されており、暴力団の人的・経済的基盤に打撃を与えている。

■ 暴力団排除活動の推進

公共部門においては、国レベルの取組として、警察庁と全ての省庁であらゆる公共事業から暴力団関係企業を排除する枠組を構築し、地方自治体レベルの取組として、いわゆる**コンプライアンス条例・要綱等**を制定して暴力団による不当要求に対する組織的対応を行う仕組みが構築されたり、**全ての公共事業等**を対象とした暴力団排除条項の整備が完了したりしている。

また、最近では**東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業**や経済産業省が行う**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**における持続化給付金事業からの暴力団排除への取組も行われている。他方、民間部門においては、平成 19(2007)年 6 月に政府の**犯罪対策閣僚会議幹事会**において申し合わされた「**企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針**」や各都道府県において制定・施行された**暴力団排除条例**により、多くの事業者が暴力団との関係遮断に取り組んでいる。

特に暴力団排除条例に関しては、繁華街・歓楽街におけるみかじめ料等が暴力団の資金源となっている実態を踏まえ、条例を改正し、特定の繁華街を「**暴力団排除特別強化地域**」として指定し、当該地域で営業する風俗営業等の特定営業者が暴力団員にみかじめ料を供与することや、暴力団が用心棒の役務提供をすること等を禁止し、これに違反する行為に罰則を設ける動きが進むなど、地域や職域の特性に応じた暴力団排除も行われている。これらの取組のほかにも、令和元年 5 月の民事執行法改正により、**不動産競売からの暴力団排除の取組**が整備されるなどしている。

■ 民事訴訟支援の推進

警察では、暴力団排除活動の一環として、暴力団との**民事訴訟に関する支援**も行っている。平成 20 (2008) 年の暴力団対策法の改正により、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任を追及するための規定が整備され、それまでの対立抗争等の場面に加え、威力を利用した資金獲得活動に対しても、代表者等への責任追及が可能になった。

この新たな規定では、指定暴力団の威力を示しての恐喝や、みかじめ料徴収といった、被害者に対する威力利用事案での活用が想定されてきたが、最近では、特殊詐欺の場面で「受け子」等の犯行メンバーに対して威力利用があったとして、この規定に基づき代表者等の損害賠償責任を認める判決も見られるなど、その活用の場面が拡大している。

他方で、平成 24(2012)年の暴力団対策法の改正により、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、裁判上又は裁判外において、自己の名をもってその事務所の使用等の差止めを請求できる制度が創設され、平成 26(2014)年 7 月までに**全ての都道府県暴追センターが、適格都道府県センターとして認定された。**

裁判上において、適格都道府県センターが暴力団事務所の使用等の差止め請求を行ったのは、**令和 2 年 7 月末現在、14 件**に上り、全ての事案で原告有利の和解や仮処分決定を得ている。

これらの民事訴訟については、被害の回復を図り、生活等の平穏を守るだけでなく、暴力団の資金源や活動拠点の剥奪にもつながる。

警察としては、今後も、取締り活動と連動させつつ、都道府県暴追センターや弁護士会の方々と連携して、必要な支援を行っていくこととしている。

■ 社会復帰対策の推進

暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するための施策は、平成 4(1992)年の暴力団対策法施行以来、暴力団組織における人的基盤の切り崩しの観点から推進されている。

特に平成 5(1993)年中には、暴力団離脱者のために安定した雇用の場を確保し、社会復帰を促進するため、警察、都道府県暴追センター、関係機関・団体等から構成された**社会復帰対策協議会が全都道府県に設置された**ことで、暴力団員の社会復帰対策推進のための基盤が整備された。

その後、平成 28(2016)年には、暴力団離脱者の広域的な就労支援を行うため、14 都府県の社会復帰対策協議会が、暴力団離脱者を雇用する意思を有する事業者に係る情報の共有や暴力団離脱者の就労後の支援強化等を内容とする「**暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定**」を締結し、令和 2 年 7 月末日までに、34 都府県の社会復帰対策協議会が同協定に参加するなど、都道府県の垣根を越えた活動が行われている。

また、これらの枠組みの形成と並行して、都道府県暴追センターにおいては、就労した暴力団離脱者が所持金等がない場合に交通費等を支援する離脱支援制度や暴力団離脱者を雇用した協賛企業に対して一定額を給付する**離脱雇用給付金制度**、暴力団離脱者が協賛企業に業務上の損害を与えた場合に損害等に応じた見舞金を支払う身元保証制度を創設するなど、支援内容の充実も図られている。

このような取組を継続する中、平成 29(2017)年に「**再犯防止推進計画**」が閣議決定され、更に令和元年 12 月には、満期釈放者対策の充実強化等の取組を積極的に進めるため、「**再犯防止推進計画加速化プラン**」が新たに閣議決定された。

警察としては、これらに基づき、都道府県暴追センターの皆様方や関係機関・団体の方々と連携して、暴力団員に対する組織からの離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、暴力団員の離脱・就労、社会

復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進していくこととしている。

■ おわりに

暴力団対策を効果的に推進するためには、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会、自治体等が連携した上で、地域住民や事業者と一致団結し、社会全体で暴力団排除活動に取り組む必要がある。

とりわけ、暴力追放運動推進センターの役割は重いものになっていくと考えられる。皆様には、それぞれのお立場から引き続き暴力団排除活動に御尽力をいただきたい。

以上